一　保安林の所在場所　三重県熊野市新鹿町字両樫一九九六、字里石原崩二〇六六の一、二〇六七、二〇六八、字ナベラ谷二三六一、二三六三の一、二三六四、二三六四の一、飛鳥町佐渡字岡地五五の一、五八の一、五九の四、七一〇、七一二、七一三、七二一の一、七三二から七三五まで、七三八、七三八の一、字北畑七二四、七二五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び妙高市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県妙高市大字杉野沢字西野三一七八の六五、三一七八の一〇一、三一七八の一〇二、三一七八の一〇四、三一七八の一四七から三一七八の一四九まで、三一七八の一五一、三一七八の一五四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県十日町市字大田巳甲七三二の一、巳甲七三三の二、字太田巳乙三五九の一、巳乙三七一、巳乙三七四の一、未甲一、未乙一一二、未乙一一三の一、未乙一一五、未乙一一六、字山ノ脇巳乙三七五、巳乙三七六、巳乙三七七の一、巳乙三七七の九、字南原未甲三一一二、未乙五六の一、未乙五七の一、字牛ケ首未甲五八九、未甲五九〇、字栗上段未乙一〇の二、未乙一三の一、未乙一八から未乙二〇まで、未乙二一の一、未乙二一の四、未乙三一の二、未乙三三、字角間平未乙二三の一、字大峯未乙三四の一、未乙三五、未乙三五の子、字平内沢未乙三六から未乙四〇まで、未乙五三の五、未乙六〇、未乙六一の二、未乙六二、未乙六三、未乙六五、未乙六六の一、未乙六八の一、未乙六八の二、未乙七〇から未乙七二まで、未乙七三の一、未乙七三の二、未乙七四の一から未乙七四の三まで、未乙七六の一、未乙七六の二、未乙七六の子、未乙七八の一、未乙七八の子、未乙七九から未乙八一まで、未乙一八七、未乙一八八、未乙一九四、未乙一九五、未乙一九七、未乙一九八の一、未乙一九九の一、未乙二〇一から未乙二〇九まで、未乙二一〇から未乙二一六まで、未乙二一七の一、未乙二一七の二、未乙二一八の一から未乙二一八の三まで、字外林未乙八二から未乙八四まで、未乙九三、字轟未乙九四から未乙一一〇まで、字東浦未乙一一〇の子

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県新発田市横岡四七三から四七五まで、四七八、四八〇から四八三まで、四八五、四八七から四九一まで、四九四から四九六まで、四九六の一、四九七から四九九まで、五〇一、五〇四、五〇五、五〇五の一、五〇六から五〇八まで、五〇八の一、五〇九、五一四、五一六、五一九、五二一の一から五二一の三まで、五二二、五二三、五二五、五二六、五二六の一、五二七、五二七の一、五二八から五三一まで、五三三、五三五から五四二まで、五四五、五四八、五五〇の一、五五一、五五三の一、五五四の一、一三九三から一三九五まで、一三九八、一三九九の一、一四〇〇の一から一四〇〇の八まで、一四〇〇の一〇、一四〇一、一四〇二の一から一四〇二の七まで、一四〇三から一四〇五まで、一四〇六の一、一四〇七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び新発田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県糸魚川市大字鬼伏字上崩四九四三、四九四六から四九五三まで、四九五四の一、四九五四の二、四九七九、四九八二、五〇〇五、五〇一一、五〇二三、五〇三二、五〇三四、五〇三五、五〇三八から五〇四一まで、五〇四五から五〇四八まで、五〇五〇、五〇五三、五〇六八から五〇七一まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び糸魚川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家三九八四、三九八五の一、三九八五の二、三九八八、四一九九の一、四二〇三

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区梅ヶ島字大梅五〇二六の三、葵区井川字大日二六二一の八一、字室立草利二六二二の一（次の図に示す部分に限る。）、二六二三の二、二六二五の一、二六二七（次の図に示す部分に限る。）、浜松市天竜区龍山町下平山字山伏塚九四の九、字ヤソコ九七の二三、天竜区春野町筏戸大上字ナカラ畑三五三の一、字三命沢四九二の一、天竜区春野町田河内字栗子サワ六九、七〇の一、七四